



(損保版)

第1~4月曜日発行
発行所 新日本保険新聞社
大阪府西区本町1丁目5-15
電話 (06) 6225-0550 (代表)

©新日本保険新聞社 2009

シンニチ保険Web
www.shinnihon-ins.co.jp
購読者専用サイトのパスワード
yourmind
(2009年12月31日まで)

個人向け「GK」ラインアップ完成

三井住友海上

わかりやすく、選びやすい保険に

三井住友海上は、個人向け新商品として「GK すまいの保険」(火災保険)、「GK ケガの保険」(傷害保険)を11月から発売(2010年1月始期契約より)した。今回の新商品は、顧客の声を分析し、顧客にとって「わかりやすく」「選びやすい」保険としたほか、「手続きしやすい」(キャッシュレスでの契約手続きなど)、「環境にやさしい」(Web約款など)も併せて実現した。

「GK すまいの保険」 「GK ケガの保険」

これらの商品の発売により、三井住友海上グループが昨年5月から展開している個人向け商品「保険」に「GK ケガの保険」(自動車・火災・傷害)の共通ブランド「GK」安心のゴールキーパーでありたいというラインアップが完成した。
新商品は、「商品インベション」の取り組みの一つで、わかりやすさや、えらびやすさを「コンセプト」に、これまであった個人向け火災保険6商品、個人向け傷害保険13商品を「GK すまいの保険」に一本化し、商品ラインアップのスリム化と「GK」ブランドへの統一を実現した。

NKSSJの経営体制

損保ジャパンと日本興亜損保は、10月30日に締結した「経営統合に関する契約書」に関係して、2010年4月1日付で設立予定の共同持株会社「NKSSJホールディングス株式会社」の経営体制について、11月10日、

次のとおり合意したと発表された。
▽取締役会の諮問機関として、「指名・報酬委員会」を設置する。
▽指名・報酬委員会は、役員を選任および処遇の透明性を確保することを目的とする。

▽資産運用委員会は、同持株会社グループの資産運用力を向上させることを目的とする。
▽両委員会は、同持株会社の取締役の中からその取締役会の決議によって選定する委員5名で組織し、委員5名のうち委員長を含む3名を社外取締役とする。

春秋

最近、若い女性の間で歴史がブームになっている。彼女らは「歴史」と呼ばれ、歴史に大層くわしく、さらにお気に入りの戦国武将などがいるらしい。筆者の地元は、石田三成出生地のすぐ近くである。かつては、どうしても悪く描かれがちであったが、今年の大河ドラマでは好意的で、なおかつイケメン俳優が演じてくれたことも功を奏し、「歴史」の中でも人気のある武将の一人であるようだ。

三成は、寺の小僧をしていた時、「三徳の才」によって秀吉にとりたてられるのであるが、筆者の幼稚園時代、若い女性の間で歴史がブームになっている。彼女らは「歴史」と呼ばれ、歴史に大層くわしく、さらにお気に入りの戦国武将などがいるらしい。筆者の地元は、石田三成出生地のすぐ近くである。かつては、どうしても悪く描かれがちであったが、今年の大河ドラマでは好意的で、なおかつイケメン俳優が演じてくれたことも功を奏し、「歴史」の中でも人気のある武将の一人であるようだ。

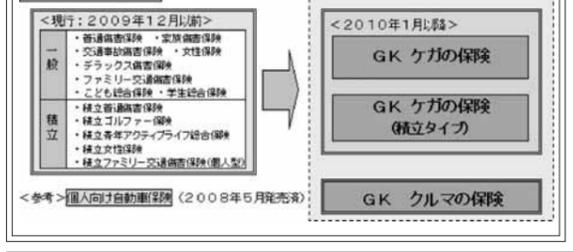
三成をはじめとし、交通の要衝として歴史上の人物を数多く輩出してきた北近江が、今や発展から取り残され田園風景が残るのも、長く続いた封建制度の影響なのかも知れないと思うことがある。本日の歴史は、そこで生活する人々が築き上げてきたという事実を、恩師が今も教えてくれているような気がする。(住ニ)

ン、特約のスリム化
対象となる事故の数に
応じた5つの契約プラン
の中から希望のプランを
選択できる方式とした。
また二重の低かった特
約の廃止や、類似特約の
統合により特約のスリム
化を図った。
・わかりやすい募集・販
売ツール
商品のみならず、募集
ツールも対話形式のパン
フレットや契約の流れに
沿った内容の説明、図表
の活用や文字を大きくし
て視覚効果をアップする
など「わかりやすい」を
コンセプトに改定。
環境にもやさしい契約手続
きとした。

キャッシュレス手続き
に、新しい払込方式(ク
レジットカード払(登録
方式)、払込票払)を導
入し、従来の口座振替の
機能を向上させた。
・確実な補償継続
保険期間2~5年の長
期分割払の際の保険料割
引(3~5%)を新たに
導入し、長期契約を推進。
顧客の契約手続きの負担
を軽減するとともに、満
期案内の顧客宛直送を開
始した。

レズ機能を導入した。
・確実な補償継続
「GK すまいの保険」
と同様、満期案内の顧客
宛直送を開始した。
▽積立タイプの火災保険
・傷害保険
満期返戻金を希望する
顧客向けに「GK すま
いの保険(積立タイプ)」
「GK ケガの保険(積
立タイプ)」を発売した。

個人向け主要商品の「GK」ブランドへの統一
個人向け火災保険主要商品
個人向け傷害保険主要商品



「GK」新CMを放映
各種プランを一つのパ
ンフレットにまとめ、わ
かりやすさを「コンセプト
」に作成。
・ペーパーレス・キャッ
シュレス手続き
Web約款を導入。ロ
ーベリス(同社のHP上
にある個人客向けインタ

お知らせ
次週11月30日は第
五月曜日となります
ので、本紙の発行は
ありません。

お知らせ
次週11月30日は第
五月曜日となります
ので、本紙の発行は
ありません。

保険販売に役立つ 業種別情報

中小企業診断士
田 阪 薫

技術の発達に合った設備の整備急務

【業務知識】
計、作成の方法、使用材料の3項目を基本として

同業間の過当競争激しく

資金調達力が乏しい環境下で



【業界団体】
日本歯科技工士会
〒162-0846
東京都新宿区市谷作内町
21-5 (日本歯科技工士
会館)

【電話】03(32267)8681
【FAX】03(32267)6650

歯科技工所

歯科医療機関の約9割が技工所に外注

平成20年に入り数は減少傾向 1万9435施設(18年)

【特色】
歯科技工所とは、歯科医師の指示に基づき、義歯(入歯)や差し歯などを作成する場所のことをいう。歯科診療所で一体的に行っているものは、歯科技工所とはいわれない。入歯など歯科技工の歴史は古く14世紀頃一部の仏師や能面打によって木彫り技術を生かして木床義歯が作られていた。大正14年の調査では東京に3、神奈川に2、千葉に1の歯科技工所があったといわれ、その後歯科技工所の数は次第に増加し、昭和22年に東京都内に35の技工所があった。歯科技工の資質の向上、業務の適正運営等を目的として30年に歯科技工法を制定後、平成6年に歯科技工法に改められ今日に至っている。

【市場規模】
厚生労働省の医療施設調査によると、歯科技工所数は昭和60年に9274施設であったが以後年々増え続け、平成18年には1万9435施設に倍増(209.6%)した。この間の歯科診療所数は昭和60年に4万5540施設、平成18年に6万7392施設でこの間の伸びが148%台であるのに比べると、歯科技工所の増加は著しい。しかし、平成20年に入りわずかながら減少傾向を示している。歯科診療も、近年、ビルの一室を賃借して開設するなどのケースが多くなり、診療所内で歯科技工を行うことが少なくなった。この状況変化が歯科診療の分業が進み、更には義歯の多様化も顕著になっていること、野は、ここ数年、その役割の重要性を増してきている。

【需給動向】
歯科医療機関の約9割が歯科技工物の全部あるいは一部の製作を歯科技工所に外注している。歯科技工所は、歯科診療所や病院から技工物を受注し、製作、納品するという一連の作業を行うことで、業務のほとんどを

歯科医療機関に依存している。しかし、歯科技工所は年々増加しているが、発注元の歯科診療所数は微増、歯科技工料は横ばい状況にある。歯科技工所1施設当たりの歯科診療所数は昭和60年に4・9施設であったが、近年は3・5程度にとどまっております。経営環境は厳しくなっている。

【課題と展望】
日本歯科技工士会の調査によれば、歯科技工所が抱えている問題点のなかで、第一位が「同業間の過当競争」(45%)、以下「ガスや粉塵による健康障害」(41%)、受注の不安定(40%)、以下「材料費の高騰、資金不足、新技術への対応、人手不足、設備機器の老朽化、作業場の狭さ等となっている。

【経営指標】
▽企業数145 △平均従業員数8・5人 ▽売上高(年)6548万9000円 ▽限界利益率72・6% ▽労働分配率70・1% ▽売上高経常利益率3・6% ▽総資本経常利益率6・9% ▽自己資本比率33・6% ▽1人当たり売上高(年)770万2000円
*資料出所：平成20年版TKC経営指標(要約版)
歯科技工所・黒字企業平均

お客様との偶然な出会い「3題」

FPとして仕事をしていたところ保障の必要性に疑問を感じ、保険会社のセールス担当者になり、保険設計を依頼しました。要求した内容は減額と一部の特約の解約による保険料負担の軽減でしたが、新しく提案されたプランは要求した内容とは異なり、少し手を加えているものでした。私保険料水準はあまり変わらないうえに、新提案への不満を口に、2ヶ月3度プランを再作成してもらったものの、Aさんが満足できるものは出てきませんでした。筆者が契約内容を再見したところ、客観的な見地からは明らかに過剰な保障内容でした。Aさん自身の主観的な見地も加味した上で、保障設計を行い、既契約を保有する保険会社に同等のプランを提供してもらおうとしたのですが、Aさん自身にはその保険会社と継続して付き合いやすい意思が既になくなっていました。

期待に応えてくれない募集人 いわゆる「保険難民」について

第2子出産を控えた自営業の相談者Bさんは、共済のみの保障では不安を感じたために来店型保険ショップへ出向き、自動車保険はともかくとして、火災保険などその他の保険の管理は驚くほど面倒に思いました。この時代には「自分の世帯に必要なのは何か」という問いかけが、具体的な商品提案されるばかりで、結局知りたかったところが、最初は何一つ教えてもらえなかったというので、筆者との会話では、自営業者のリスクからBさん世帯のリスクまで幅広く話をし、必要事項を確認せずに放っておいた自分に責任があることを反省しておられました。一定レベルの業界関係者であれば、証券に記載されている数字を見るだけで明らかに不都合な点があることが、必ずしも明らかにおかしな気がするような内容で、もし事故が発生したらどうなるかという代物をしたのかという代物で、あくまでもセカンド・オピニオンという立場で助言させていただきました。結果的には上記の方々は、今もなお、保険契約を求められています。おられたのかも知れませんが、「保険難民」がまだ多いのです。

争奪 損保営業第一線 102
保険マーケット 202
CFP® 澤田 隆之

FP手法を 活かした保険販売

251

CFP 若林 修

アイブライト有限会社
http://www.1eye.co.jp/

目安となる契約更新時期

賃料改定手法②

大変厳しい経済情勢のなか、コスト削減がすべての企業にとって、またまだそのことが至上命題である状況に変わりはありませぬ。その手法のひとつとして賃料減額依頼への取り組みの必要性は、

大変厳しい経済情勢のなか、コスト削減がすべての企業にとって、またまだそのことが至上命題である状況に変わりはありませぬ。その手法のひとつとして賃料減額依頼への取り組みの必要性は、

顧客満足度アップのために取り組むこと

来年度の国家予算が予想外に膨らみ、赤字国債を多額に発行することになったように、日本国民が負担する借金は増加の一途をたどり、諸外国でも類を見ないほどの赤字大国になろうとしています。

国債で国が国民等に借金をして、そのお金を国民に貸し付けるというのには限度を超えたと自動車操業に近いものがあります。「借金を借金で返す生活をやり直そう」と等と謳っている金融機関のCMを見るたびに「日本を何とかし

自社の知的財産見直す 「のれん」を尊重する会計基準

業にぶら下がる国民は疲弊していきま。国の政策でこの状況を救ってほしいものですが、あらゆる景気対策も霧細く企業には奏効していません。そんな中でも、ブレな経営をこれからも推し進めるためには前紹介した自社を知ることが最も重要になってきます。

業にぶら下がる国民は疲弊していきま。国の政策でこの状況を救ってほしいものですが、あらゆる景気対策も霧細く企業には奏効していません。そんな中でも、ブレな経営をこれからも推し進めるためには前紹介した自社を知ることが最も重要になってきます。

知識の キャンパス

行政書士 田島 政幸 (20)

http://www.horitu.biz/

今は消費者保護・環境保護の時代となり、企業に必要以上のコストが押し掛かります。当然企業は弱体化し、企



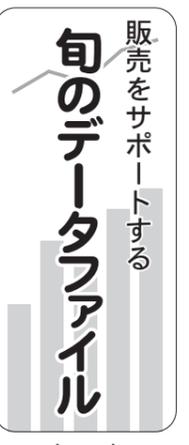
正当な権利を前提に賃料減額依頼

オーナーへの配慮も含め対応

ただ、ここで再度確認を必要とすることがあります。賃料減額依頼が、更新のタイミングでしか出

国際会計基準を日本でも導入傾向に

現在、日本は諸外国の多くが導入している会計基準である「国際会計基準」を導入しつつあります。この場合に「のれん」の扱いが大きくなれば、日本でも無形固定



2年以内の受診4割前後

内閣府が「がん対策に関する世論調査」の調査結果を発表しました。

「がん検診は、がんの早期発見、早期治療につながる重要な検査だ」と思う人が75.7%が「とても重要だ」と答えている。また、「がん検診の状況について」という問いに「2年以内の受診」が31.1%、「1年以上2年以内の受診」が44.3%、「2年以上の受診」が24.6%、「受診しない」が1.0%と答えている。

胃がんの検診の受診状況

	1年以内①	2年以内②	2年以内①+②	2年以上前	今まで受けたことがない	わからない
20~29歳	0.7	0	0.7	1.4	98	0
30~39	17.7	3	20.7	6	71.6	1.7
40~49	38.8	7.5	46.3	14.7	38.8	0.3
50~59	38.5	7.3	45.8	16.8	37.1	0.3
60~69	37.5	8.4	45.9	23.3	29.9	0.9
70歳以上	34.3	9.1	43.4	27.1	28.5	1.1

雇用リスク対策

34

「今、急増している一番身近な企業リスクに備えて!」

C S 労務経営研究所 社会保険労務士 三宅 直知

三宅 直知 (みやけ・ただち)

昭和31年、兵庫県生まれ
昭和55年、同志社大学経済学部卒業
イビデン株式会社、ソニー生命保険株式会社を経て、
平成11年7月 C S 労務経営研究所(C S 労研)を開設し、現在に至る。
大阪府社会保険労務士会所属
【主な業務】企業の労務管理全般、賃金制度の導入・運用、退職金制度改訂等にかかわる指導業務の傍ら、「退職金制度改革」「雇用リスク対策」「日本人の勤労観」等を題材にした講演活動を行っている。
【著書等】「退職金規程と積立制度」(経営書院)
「2005年版 病院モデル退職金実態資料」(病院経営情報研究所編)に『生きざ退職金制度の作り方』執筆
「適年代替手段に生命保険は最適」(新日本保険新聞社)

従業員が自宅で心筋梗塞により死亡し、長時間労働に起因した「過労死」であるとして労災認定された。その後、遺族である従業員の妻が、これは会社の「安全配慮義務違反」によるものとして、逸失利益、慰謝料等で2億円の損害賠償を請求してきた。(労災保険と民事賠償請求 Part-15)

となり、調整対象給付期間における年金総額(2,573,197円×9年=23,158,773円)は、支給調整の対象となる最大限度額の37,601,104円より少なくなりますから、このケースの場合、Aの期間に限って労災保険からの保険給付が停止されることになります。
なお、ここにおいても逸失利益額は判決等で明示された額ですが、その額が次の額を上回る場合は、次の額となります。(給付基礎日額×365-死亡労働者本人の生活費率(35%)×就労可能年数に対する新ホフマン係数×遺族たる受給権者の相続割合)
なお、遺族(補償)給付については、労災保険の受給権者本人の受けた民事損害賠償に係るものに限り支給調整され、それ以外の相続人等が受けた民事損害賠償は影響を受けません。また、遺族(補償)年金の受給権者のうち先順位の受給権者が失権した後の後順位の受給権者については、支給調整は行われません。

労災保険と民事賠償請求 Part-15

⑩損害賠償が行われた場合の労災保険給付の支給調整

②労災保険の支給調整の方法…の続き(遺族補償年金の調整)

遺族(補償)年金も障害(補償)年金と同様に、調整対象給付期間(※)又は支給調整の対象となる最大限度額に達する期間のいずれか短い期間に限り支給停止されます。

(※)調整対象期間とは、前回説明したとおりA:前払い一時金最高限度額相当期間の終了する月から起算して9年が経過するまでの期間、又はB:就労可能年齢(新ホフマン係数表に定める各年齢の就労可能年齢)までの期間(なお、遺族補償年金については死亡労働者の生存を仮定した場合の就労可能年齢)です。そして、支給調整の対象となる最大限度額は、以下の式により算出されます。

= 逸失利益額 × 給付相当率(死亡の場合は、0.67) - 前払い一時金最高限度額(又は既払いの遺族補償年金額の何れか多い額)

年齢35歳男性、年収額600万円(給付基礎日額:11,539円)、妻(32歳)、子2人(3歳と8歳)といった家族構成の者が業務災害により死亡し、過失割合は企業が100%、本人0%、本人の生活費割合35%とした場合の逸失利益を73,343,440円とすると、支給調整の対象となる最大限度額は、

73,343,440円 × 0.67 - 11,539円 × 1,000日 = 37,601,104円 となります。

このケースの調整対象給付期間はAの期間となりますから、前払い一時金最高限度額相当期間の終了する月から起算して9年が経過するまでの期間、又は遺族(補償)年金の給付額が37,601,104円に達するまでの期間のいずれか短い方に限り労災保険給付が支給停止されることになります。

なお、遺族(補償)年金の年額は、給付基礎日額11,539円 × 223日分 = 2,573,197円

⑪労災保険法第64条第2項とその支給調整の基準、実際の運用

3回にわたって労災保険法第64条第2項が規定する民事損害賠償がされた場合の労災保険の支給調整について説明してきました。

なお、労災保険法施行規則附則45号(事業主から受けた損害賠償についての届出等)は、「労働者又はその遺族が、当該労働者を使用している事業主または使用していた事業主から損害賠償を受けることが出来る場合であって、保険給付を受けるべきときに、同一の事由について、損害賠償(当該保険給付によって填補される損害を填補する部分に限る)を受けたときは、次に掲げる事項を記載した届書を、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。」として損害賠償の受領額および受領状況などの労働基準監督署への届出義務を規定しています。しかしながら、この届出はほとんど行われていません。

このような状況下で現実的に行政当局は、業務災害に対して行われる民事損害賠償の実態を十分把握できていないのが実情です。これが把握できない限り民事損害賠償が行われても労災保険給付の支給調整は行いようがありません。

したがって、同一の業務災害に対しての民事損害賠償と労災保険給付の調整規定は、労災保険型の保険給付が年金払いであった場合、年金給付の際の前払い一時金最高限度額相当額、または既払いの労災保険年金給付総額の何れか多い方の額が民事損害賠償から免除されるという法第64条第1項の規定は有効に機能していますが、労災保険法第64条第2項による労災保険給付の制限は、実質的に機能不全の状態になっています。そして、その結果、同一の業務災害に対して損害補てんが実質的に二重払いとなっています。

相互会社が株式会社に組織変更

国税庁

質疑応答事例で相続税の取扱いを新たに解説

知ってトクする -562-

税務情報



国税庁はこのほど、過去に納税者から寄せられた照会等に回答する質疑応答事例を更新、新たに50事例を追加した。今回はその中から、相続税・贈与税関係の「相互会社が株式会社に組織変更した場合の相続税の取扱い」について紹介する。

【照会要旨】相互会社であるA社は、平成○+1年4月1日をめぐりに株式会社となり、その後株式の上場を予定しているとのことです。

当該会社の社員である者は、同社が株式会社となった場合には、株式の割当てを受けることができると聞きましたが、仮にその者が平成○+1年4月1日以前に死亡した場合、相続税の課税財産はどのようになり、その評価はどのようになるのでしょうか。(参考)A相互会社の株式の上場までのスケジュールは次のとおりと聞いております。

- イ. 補償基準日(※) = 平成○年3月31日
(※)補償基準日の社員について、一定の計算を行い、寄与分が算出された社員は、組織変更日に株式の割当てを受け、株主となります。
ロ. 内閣総理大臣(金融庁長官)の組織変更の認可=平成○+1年2月×日
ハ. 金融商品取引所による上場の承認=平成○+1年2月×日
ニ. 金融商品取引所が内閣総理大臣(金融庁長官)に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日=平成○+1年3月×日
ホ. 株式の上場に伴う売却価格の決定=平成○+1年3月×日
ヘ. 組織変更日(株式会社化効力発生日)及び株式の上場の日=平成○+1年4月1日

【回答要旨】組織変更日に株式の割当てを受けることになる社員(以下「補償対象者」)について、内閣総理大臣(金融庁長官)の組織変更の認可を受けた日(平成○+1年2月×日)から組織変更日(平成○+1年4月1日)の前日までの間に相続が開始した場合には、株式の割当てを受けることに関する権利が相続税の課税財産となるものと考えられます。

この場合、株式の割当てを受けることに関する権利は、補償対象者について、金融商品取引所が内閣総理大臣(金融庁長官)に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日(平成○+1年3月×日)から上場の日の前日(平成○+1年3月31日)までの間に相続の開始があった場合には、公開価格(売却価格)により、内閣総理大臣(金融庁長官)の組織変更の認可を受けた日(平成○+1年2月×日)から金融商品取引所が内閣総理大臣(金融庁長官)に対して株式の上

の届出を行うことを明らかにした日(平成○+1年3月×日)の前日までの間に相続の開始があった場合には、公開価格(売却価格)の70%相当額により評価することが相当と考えられます。

また、1株以上の株式の割当てを受ける補償対象者のうち金銭で交付を受けることを希望する者及び端株が生じる補償対象者には、株式の交付に代えて金銭を交付することが予定されていますが、上記と同様に評価することが相当と考えられます。

(理由) 株式の割当てを受けることに関する権利(以下「本件権利」)の相続税法上の取扱いは、相続税法第2条に規定されている相続税の課税財産とは、相続又は遺贈により取得した財産をいうところ、この財産とは、相続税法基本通達11の2-1に「金銭に見換えることができる経済的価値のあるすべてのものをいう」とこととされていますので、次のとおりになると考えられます。

- 1. 相続税の課税財産となる本件権利について
相互会社が株式会社に組織変更をするためには、保険業法において、社員総会(総代会を設けているときは総代会)での組織変更計画の承認、内閣総理大臣(金融庁長官)の組織変更の認可等の各手続が必要とされており、組織変更日等を組織変更計画において定めたととしても、内閣総理大臣(金融庁長官)の組織変更の認可を受けなければ、その効力は生じないこととされています(保険業法96(10)ので、当該認可前においては、組織変更の効力が生じ得ないものである一方、当該認可後は、組織変更の効力が生じ得る状況となりますので、本件権利は相続税の課税財産となる経済的価値のあるものとするのが相当と考えられます。
したがって、内閣総理大臣(金融庁長官)の組織変更の認可を受けた日から組織変更日の前日までの間に、補償対象者に相続が開始した場合には、本件権利は相続税の課税財産となるものと考えられます。

- 2. 本件権利の評価について
財産評価基本通達には、本件権利の評価方法について定めがありませんが、本件権利は、組織変更計画によって割当てが定められた株式の数に応じて組織変更日に株式の割当てを受け、株主となることのできる権利ですから、同通達168(4)に定める「株式の割当てを受ける権利」に類似するものといえますので、本件権利の評価は、次のとおりになります。
(1) 金融商品取引所が内閣総理大臣(金融庁長官)に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までの間に相続の開始があ

った場合 「株式の割当てを受ける権利」の価額は、その権利の発生している株式について、財産評価基本通達に定める評価方法(同通達174など)により評価した価額に相当する金額から割当てを受けた株式1株につき払い込むべき金額を控除した金額によって評価します(同通達190)。

また、「公開途上にある株式」とは、金融商品取引所が内閣総理大臣(金融庁長官)に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から組織変更日(株式の上場の日)の前日までのその株式をいい、株式の上場又は登録に際して、株式の公募又は売出しが行われる場合における公開途上にある株式の価額は、その株式の公開価格により評価することとなります。

したがって、金融商品取引所が内閣総理大臣(金融庁長官)に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から組織変更日(株式の上場の日)の前日までの間に相続の開始があった場合には、本件権利の価額は、「公開途上にある株式」と経済的本質が同様のものと考えられますので、公開価格(売却価格)により評価することが相当と考えられます。

(2) 内閣総理大臣(金融庁長官)の組織変更の認可日から金融商品取引所が内閣総理大臣(金融庁長官)に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日の前日までの間に相続の開始があった場合

内閣総理大臣(金融庁長官)の組織変更の認可日から金融商品取引所が内閣総理大臣(金融庁長官)に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日の前日までの期間は、上記と同様に公開価格(売却価格)を基礎として評価することが相当と考えられますが、当該期間は、公開途上にある株式として評価する期間に相当する期間よりも前であることから、一定のしんしゃくが必要と考えられます。そのため、「未収天然果実」の評価方法(同通達200)に準じて、組織変更日に株式が上場する蓋然性が極めて高いことからそのしんしゃく割合を最低の30%として評価することが相当と考えられます。したがって、当該期間における本件権利は、公開価格(売却価格)の70%相当額により評価することが相当と考えられます。

(3) 補償対象者の相続人が割り当てられた株式の交付に代えて本件権利に係る金銭の交付を受けた場合

1株以上の株式の割当てを受ける補償対象者のうち金銭で交付を受けることを希望する者や端株が生じる補償対象者の相続人には、割り当てられた株式の交付に代えて金銭が交付されることとなりますが、当該金銭の交付を受ける場合であっても、当該相続人が相続により取得する財産は、本件権利となりますので、交付を受けた金銭によって評価するのではなく上記(1)または(2)と同様に評価することが相当と考えられます。

中国現地企業向けに海外旅行保険

訪日中国人をメディカルサポート

損保ジャパン中国

医療機関の紹介や通訳サービス



海外旅行保険のパンフレット... (無料)をセッ

同商品は、日系の中国現地企業向けに提供するもので、現地従業員が短期出張で訪日する際の不安を取り除くため、中国語による医療機関紹介・医療通訳サービスや提携医療機関でのキャッシュレスサービス

損保ジャパンは、日本財産保険(中国)有限公司(損保ジャパン中国)を通じて、訪日中国人向けメディカルサポートサービスをセッした海外旅行保険「漫遊桜花」(マンヨウインホア)を、11月1日から提供した。

政府の目標、側面から支援... 訪日外国人は、日本滞在中に体調不良になった場合の医師との意思疎通や急な医療費負担に不安を抱えていると言われている。同社は、損保ジャパン中国を通じて、メディカルサポートサービスを提供することで、中国から商用で訪日する現

地企業に販売、日系の中国現地企業が雇用して商用で訪日する従業員を補償する保険である。商品の特徴は次のとおり。

- けがによる死亡、けが病気の療養費用に絞ったシンプルな補償。
- 日本滞在中だけでなく、中国出発から帰国までの間、一貫して補償。
- 1か月以内の短期出張が対象。
- 日本におけるメディカルサポートサービスをセッ。
- メディカルサポートサービスの内容は次のとおり。

▽中国語による医療機関の紹介・医療通訳サービス... 医療用語等に精通した

「クレジットカードが使用できない」「現金の持ち合わせがなく会計ができない」などといった支障を解消する。



石原 誠

株式会社INS Insurance Network System
http://www.ins-consulting.co.jp/
ブログ「ダイキューの嵐」
http://blog.livedoor.biz/max171

集客の面まで考慮するとまだまだあるべき姿になっていないと感じています。今月はまだ半期の道中ですので、素早く軌道修正をすればまだまだ間に合うと思います。数字目標もそうですが、集客目標、そしてそのお客様の層も計画に基づいて集

こちら狙って来て頂くためには、それ相応の準備が必要だということですね。その結果として漢然と保険に入りたい人ではなく、キチンと保障を考えたという人に特に来て頂きたいと思っております。もちろん、漠然とした接点でも明確にする

くなくなってしまう。このため、任せると言うのは信用して頂いていく証にはありませんが、ご自身での選択ではないことを多くあるからです。僕が「一緒に作る」にこだわる最大の理由はそこにあります。お客様自身が保険を作る、その

「仕組」のどちらかを意識しないと難しいだろうと思えます。僕が見ている限り「仕組」が属人的だと感じるケースも多いですが、(笑)。

中国語に対応できるスタッフを配置し、補償対象者の諸症状の確認や医療機関の紹介を行うほか、補償対象者と医師の意思疎通を電話でサポートする。

医療機関と提携し、補償対象者が診察を受ける際の窓口における支払を不要にする。これにより「クレジットカードが使用できない」「現金の持ち合わせがなく会計ができない」などといった支障を解消する。

7月に保険ショップ運営をスタートさせましたが、店舗が独自で立ち上がった運営できる状態になるまではやはり時間がかかります。僕の当初の見通しでは半年できると立ち上げたいと考えて

この半年は、僕も生命保険の相談に携わりお客様ともたくさん接してきましたが、お店のキチンとした立ち上げには「仕組み」が不可欠だと感

じています。現在は、案件づくりに関してもやはりそれぞれのスタッフの意識や、店舗への不確定な来店のお客様に比例して業績が動いているのが現状だと思えます。基本的なことになりませんが、計画して、その計画通りに運営ができれば、それは立ち上がっていると言え

客していきたくないと考えています。店舗での保険相談は営業ではありませんので、お客様もこちらに選択を丸投げするのではなく、僕たちのサポートを受け一緒に考えたいと言う方に来店頂きたいと考えています。そんなお客様の

の僕たちの仕事なんです。僕が営業で生命保険を取り扱っている時のGO A I設定は、お客様から「石原さんに任せよう」と言ってくれて、とてもうれしかった。でもそれは今の僕のあるべき姿ではな

お手伝いに徹することが僕たちの役割だと考えています。特に店舗では、未経験の方も素早く即戦力になって頂く必要もありません。人引張れるようになるのは、それほど時間がかかりすぎます。僕の周りでは、特に代理店同士の合併がたくさんありますが、その合併をする多くの経営者は、数字を持っていない

未経験を育てる時間や、余裕がないので、できれば数字を元々持っている即戦力を引き入れるのがリスクが低いと判断されています。特に損保は飽和状態で上手に数字を伸ばすには、「属人的」か「仕組」のどちらかを意識しないと難しいだろうと思えます。僕が見ている限り「仕組」が属人的だと感じるケースも多いですが、(笑)。

「仕組」のどちらかを意識しないと難しいだろうと思えます。僕が見ている限り「仕組」が属人的だと感じるケースも多いですが、(笑)。

「仕組」のどちらかを意識しないと難しいだろうと思えます。僕が見ている限り「仕組」が属人的だと感じるケースも多いですが、(笑)。

「仕組」のどちらかを意識しないと難しいだろうと思えます。僕が見ている限り「仕組」が属人的だと感じるケースも多いですが、(笑)。

成功の秘訣は

見えないものカチチにすること

「仕組」のどちらかを意識しないと難しいだろうと思えます。僕が見ている限り「仕組」が属人的だと感じるケースも多いですが、(笑)。

「仕組」のどちらかを意識しないと難しいだろうと思えます。僕が見ている限り「仕組」が属人的だと感じるケースも多いですが、(笑)。

「仕組」のどちらかを意識しないと難しいだろうと思えます。僕が見ている限り「仕組」が属人的だと感じるケースも多いですが、(笑)。

「仕組」のどちらかを意識しないと難しいだろうと思えます。僕が見ている限り「仕組」が属人的だと感じるケースも多いですが、(笑)。

「仕組」のどちらかを意識しないと難しいだろうと思えます。僕が見ている限り「仕組」が属人的だと感じるケースも多いですが、(笑)。

保険会社へのアフターサービス

60

小原太史

顧客の「善意」は理解できたが、後味の悪さが残り...

G氏「うーん、よく覚えてないなあ...」

私「そうなの？ 保険契約を移せないからですか？ それ、私の業務違反ということになれば、代理店保険契約の説明を詳しくしてもらいますか？」

G氏「うーん、それもよく覚えてないなあ...」

私「... (そんなことどうも思いません) ...」

G氏「うーん、いや、何か悪かったなあ...」

私「... (そう、この後、解約日を決めてもらい、書類のやり取りで正式に解約をしたのだが、本当に後味の悪さが残った。顧客が自分の非を素直に認めてくれたから良かったものの、そこでなければどうなっていたか...私にはG氏とのやり取りをすべて電話でE氏に報告し、D社の所属課支社にて責任者も交話し合っていました) ...」

がん検診受診率向上へ

埼玉県と9金融機関提携

東海自動車、三井住友など



検診の普及啓発で協定の受診率向上に向けた包括的提携に関する協定調印式

金融9社(アフラック、第一生命、東京海上日動あんしん生命、東京海上日動、三井住友海上、三井住友海上、三井住友海上、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行)と埼玉県は、11月11日、埼玉県知事公館大会議室で、「埼玉県におけるがん啓発・がん検診の受診率向上に向けた包括的提携に関する協定」締結式を行った。

この協定は、埼玉県と金融機関9企業が連携・協力してがん検診の効果や重要性の普及啓発を図り、がんの早期発見・早期治療による県民の健康的な生活の実現を図ることを目的としている。

具体的には、がん検診の受診勧奨などの共通チラシの作成、営業活動時

東京海上日動が放映「ご当地テレビCM」

東京海上日動は、10月17日から全国各地のローカルテレビ局28局で、地元ゆかりの著名人を起用した100篇以上の「ご当地テレビCM」の放映を開始した。28局のミニ番組「T H E P A R T

NE R」を同社が単独で提供し、その番組と連動するCMで、撮影も28か所それぞれの地元でロケを行っている。今回のCMでは、「パートナーがいて」という安心。それもT O K I O M A R I N E Q u a l i t y だ。あなたの街の東京海上日動の代理店」をキャッチフ

臨時株主総会を招集 ニッセイ同和損保

平成22年4月1日付で三井住友海上日動との間で株式交換による経営統合を行い、同年10月1日付で、あいおい損保との間で同社を存続会社とする合併を行うニッセイ同和損保は、10月30日開催の取締役会で、株式交換、合併、定款の一部変更を承認してもらうための臨時株主総会を12月22日に招集することを決定した。

2010年版カレンダー ニッセイ同和損保

ニッセイ同和損保は、わたせせいぞう氏描き下ろしによる2010年版オリジナルカレンダーを制作し、希望者に100部をプレゼントする。ハガキに郵便番号、住所、氏名、年齢を明記して同社企画部広報IR室(〒104-8556 東京都中央区明石町8-1)まで。締め切り12月11日。

中国国内の最新動向

ロジスティクスセミナー

日本興亜損保は11月10日、東京・中央区の同社日本橋ビルで物流企業向けのロジスティクスセミナーを開き、日本通運海運事業部の織田博文氏が「中国国内物流の最新動向」をテーマに講演した。

中国では従来、鉄道は



講演する織田 博文氏

高速運行を実現する行郵専用(貨物特急便)や沿海部港湾と内陸地を結ぶ集装箱専用(コンテナ貨物列車)など新たな列車種別が現われている。水上輸送も08年の三峽ダム完成により長江水運輸送ルートが整備されるなど、武漢まで1万トン、重慶まで5000トンの本船の入港が可能となった。さらに道路輸送も高速道路などの急速なインフラ整備が進むなど、各輸送経路の発展が著しい。こうした状況を踏まえ織田氏は中国発着の物流を制することがビジネスの発展のうえで重要だと述べた。



パートナーがいる、という安心。

★新日本保険新聞社 新商品のご案内★

待望のシリーズ第15弾完成!!

会社を元気にする助成金あれこれ 「助成金」は最強の営業ツール!



DVD 60 min

企業経営は「ヒト」「モノ」「カネ」といわれています。中でも、最も重要な「ヒト」に関する助成金・給付金が厚生労働省から数多く出されています。そのほとんどは業種を問わず活用できるものばかり。しかし「よくわからない」「手続きが面倒」などの理由で、より多くの事業主に活用されていないのが現状です。そこで活動や発言がマスコミからも注目され、年金問題にも積極的に発言し「年金博士」としてもテレビ・雑誌で活躍する㈹ブレインコンサルティングオフィスの北村庄吾氏が、「元気」を求める会社経営者に最適な「使える助成金」の最新的话题を紹介し、法人顧客への情報提供に欠かせないのは何といっても継続性のある営業! 不況に強い助成金の最新情報を営業ツールにすれば、新たな保険契約の財源確保にもつながります!

定価 7,430円

(消費税込み・送料別)

※2009年9月30日に開催されたシンニチ実践セミナーVol.2の内容を収録しております。パワーポイント・スライドを使用したセミナーであったため、画面がやや暗めになっております。

法人顧客への情報提供に困っていませんか?

「助成金」は最強の営業ツール!

講師 ㈹ブレインコンサルティングオフィス 代表 社会保険労務士 北村 庄吾

CHAPTER

1. はじめに ～自己紹介～
2. 助成金は会社の負担の保険料で成り立っている ～利用しないと損! 助成金を取り巻く環境～
3. 従業員によって受けられる制度もこれだけ違う! ～「雇用促進」に役立つ助成金～
4. お客様の作れる人・作れない人 ～社労士との提携販売で顧客をつかもう～
5. 中小企業は知っておくと得! ～こんなにもある、不況に強い助成金活用術～
6. 情報提供は継続的に行うことが大事! ～「人材確保」に役立つ助成金～
7. 労務リスクや退職金問題は保険で解決! ～社労士が生保営業職員と提携する理由～
8. 助成金活用を営業ツールに ～より使いやすくなった子育て支援の助成金～
9. 社員のレベルアップを図るために知っておく ～「社員のキャリアアップ」に役立つ助成金～
10. 中小企業の社長さんに「元気」を提案! ～「雇用維持」に取り組むともらえる助成金～

●注文書● (平成21年 月 日) 送信先 (株)新日本保険新聞社 (FAX 06-6225-0551)

商売繁盛 DVDシリーズ No.15 「助成金」は最強の営業ツール! 個

●会社名 ●部支店名

●課支社名 ●代理店名

●送付先 (〒).....

●担当者名 ●TEL

■申し込み方法 下記あて、はがきか電話、FAXでお申し込みください。

お急ぎの場合は左の FAX 送信票どうぞ!

■ホームページからのお申し込みもできます。 <http://www.shinnihon-ins.co.jp/>

■代金払い込み方法 着荷後、同封の振替用紙をご利用のうえ、お払い込みください。

■申し込み先

〒550-0004 大阪市西区鞠本町1-5-15 電話 (06)6225-0550(代表) FAX (06)6225-0551

新日本保険新聞社